

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県姫路市飾磨区中島宇宝来3067番地の17

氏名(法人にあっては
名称及び代表者の氏名) 株式会社姫路環境開発
代表取締役 山本益臣

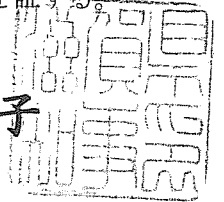
複写禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 嘉田由紀子

許可の年月日 平成 20 年 3 月 17 日

許可の有効期限 平成 25 年 3 月 16 日



1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分: 積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類

燃え殻/汚泥(無機性汚泥に限る)/廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/ゴムくず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物/ばいじん

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(以上 11項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積みあげることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)

「余白」

3. 許可の条件

「余白」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 15 年 3 月 17 日 新規許可
平成 20 年 3 月 17 日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

平成20年1月22日確認
有

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無